

御蔵島村地域防災計画

(令和7年度修正)

概要版



令和8年3月
東京都御蔵島村防災会議

目 次

改訂の趣旨 御蔵島村の防災力向上に向けて	1
<u>1 御蔵島村地域防災計画とは</u>	2
地域防災計画とは	2
計画の構成	2
<u>2 被害想定</u>	3
地震・津波	3
風水害	5
土砂災害	5
火山災害	5
その他の災害	5
<u>3 今回の主な修正内容</u>	6
<u>4 災害にあらかじめ「備える」（災害予防対策）</u>	8
1 施設構造物等の安全化	8
2 火災発生・延焼の防止	9
3 津波災害の予防対策	9
4 応急対策用施設・機能の拡充	9
5 避難活動体制の整備	10
6 避難行動要支援者の支援体制の充実	11
7 地域防災力の向上	11
8 防災運動の推進	12
<u>5 発災後の命を「守る」、生活再建へと「つなぐ」（災害応急・復旧対策計画）</u>	13
1 応急活動体制	13
2 情報の応急活動体制	14
3 応援・協力・派遣要請	17
4 緊急輸送及び交通規制対策	18
5 医療救護対策	18
6 避難対策	20
7 観光客の安全確保対策	23
8 飲料水・食料・生活必需品等の供給	24
9 ごみ・し尿・がれき処理	25
10 応急生活対策	25
11 災害ボランティア活動	27
12 火山災害の応急対策	27
<u>6 災害からの復興（震災復興計画）</u>	28
<u>7 南海トラフ地震防災推進計画</u>	29

改訂の趣旨 御蔵島村の防災力向上に向けて

御蔵島村は、太平洋上の離島として東京から南へ約 200km、三宅島から南へ約 18km、島全体が豊かな巨樹の原生林で覆われ、野生イルカの生息やオオミズナギドリの繁殖など大自然に恵まれています。反面、地勢・気象上の特性から、平成 25 年 10 月、伊豆大島で見られるような台風による土砂災害や、周辺域で今後想定される巨大地震災害など、その対策準備を怠ることはできません。

平成 27 年 3 月に改訂した地域防災計画は、東日本大震災以降に発生した豪雨災害の教訓等を背景に、災害対策基本法等の改正、国の防災基本計画の見直し等を反映したものでした。その後、新型コロナウイルスのまん延における避難対策、気象庁の「南海トラフ地震に関連する情報の発表」等、国・都において新たな防災対策が次々と進められています。

村においても、御蔵島村津波避難計画(平成 28 年 12 月)、土砂災害ハザードマップ(平成 29 年 8 月)、御蔵島村国土強靱化地域計画(令和 4 年 3 月)、御蔵島村消防団安全管理マニュアル等(平成 27 年 8 月)、様々な防災対策を進めています。

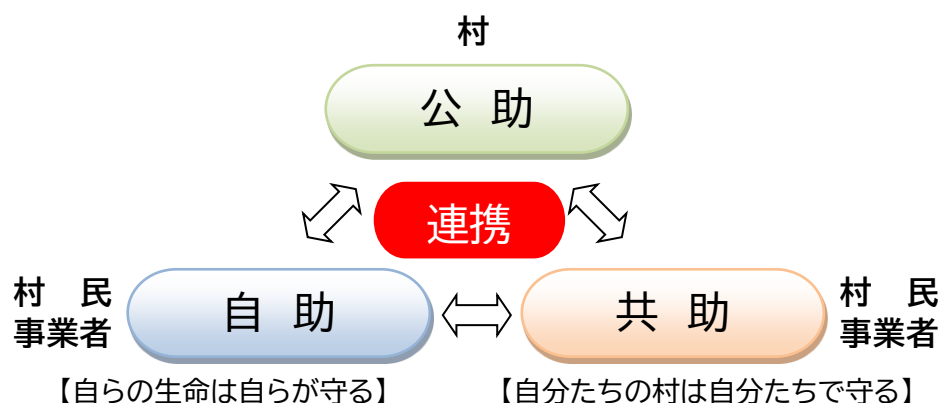
一方、都が 10 年ぶりに見直した「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和 4 年 5 月)では、村には津波による建物被害・人的被害は、ほとんど発生しないと想定されました。

村においては、令和 2 年台風第 14 号及び前線に伴う大雨により、大雨特別警報が発表され、都は村に災害救助法の適用を決定し、大きな被害は無かったものの、避難勧告、避難指示等の発出があり、対応を行うなどしています。

このような背景をもとに国や都の最新の上位計画の内容を反映し、災害発生時に村民の生命、身体及び財産を守り被害を最小限にする、より実効性のある地域防災計画とするために修正を行いました。

計画の基本理念-----

地域防災計画は、自らの生命は自らが守る「自助」、自分たちの村は自分たちで守る「共助」、行政による「公助」が、それぞれの責務と役割を明らかにし、連携を図っていくことを基本理念としています。



Ⅰ 御蔵島村地域防災計画とは

地域防災計画とは

御蔵島村地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、御蔵島村防災会議が作成した計画で、御蔵島村(以下「村」という。)、東京都(以下「都」という。)、防災機関、住民等が連携し、地震災害、風水害等の自然災害及び大規模事故災害から、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

国が災害対策基本法に基づき防災基本計画を策定し、都が東京都地域防災計画を、各区市町村がそれぞれの地域防災計画を策定しています。御蔵島村は、国や周辺区市町村、防災機関や村民・事業者等と連携を図りながら防災対策を進めます。



計画の構成

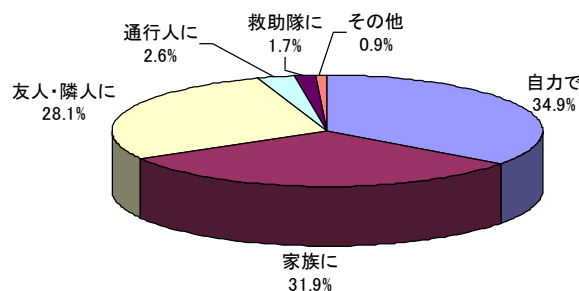
地域防災計画は、次のとおり構成されています。

第1部 総則	計画の目的や構成、防災関係機関の業務大綱、村の概要、災害履歴、被害想定等
第2部 災害予防計画	災害に備えた防災施設の整備、備蓄、訓練等の平常時の対策等
第3部 災害応急・復旧対策計画	村の防災体制、避難、救助、物資供給等の災害発生時の対策
第4部 復興計画	被災者の生活再建や復興体制構築、復興対策等
第5部 南海トラフ地震防災推進計画	南海トラフ地震等に対する防災対策
資料集・様式集	災害関係の条例、協定、防災拠点施設等一覧

●自助・共助の重要性●

右のグラフは、阪神・淡路大震災で生き埋めや閉じ込められた人が、誰に助けられたのかを示したグラフです。

「自力・家族」による自助は約67%、「隣人・通行人」による共助は約31%、消防や自衛隊による公助は2%に満たないという結果が示されています。災害時には、自助・共助が非常に重要なことがわかります。



出典：(公社)日本火災学会

2 被害想定

地域防災計画では、村で起こりうる災害について、次のとおりの種類を想定し、予防・応急対策・復旧対策を行います。

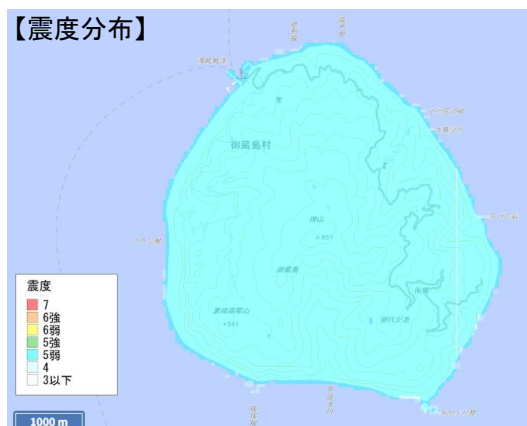


地震・津波

都の被害想定において、村に最も大きな影響を与える地震は、南海トラフの巨大地震（マグニチュード9.0）と想定されました。震度は、島のほとんどで5弱と予測され、液状化危険度は、海岸沿いの低地が低く、その他の地域では液状化の危険度はないと予測されました。

この地震の揺れ及び津波による建物被害及び人的被害は想定されていませんが、2004年10月の新潟県中越地震に見られるように、長時間降雨等による地山の緩みが地震による土砂災害を拡大させるような複合災害の場合は、土砂災害警戒地域の人的被害の危険性が高まることが考えられます。またその他にも、ライフライン施設被害、交通施設（港湾等）被害、主要施設等被害、産業への被害が発生することが考えられます。

【震度分布】



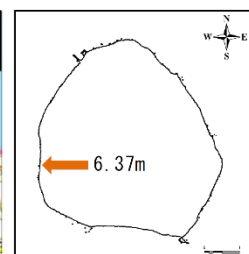
【液状化危険度分布】



津波の最大津波高及び最大津波高到達時間の予測結果は、次のとおりとなります。

【最大津波高及び最大津波到達時間】

対象範囲	南海トラフ巨大地震の 最大津波高	30cm津波高到達時間 （最短ケース）	最大津波高到達時間 （最短ケース）
御蔵島港	5.30 m	18.1 分	21.4 分
島全体	6.37 m	2.5 分	18.5 分



御蔵島全体での最大津波高地点



●南海トラフ巨大地震の被害想定

建物被害	建物被害数:0 棟
人的被害	死者 0 名、負傷者 0 名
ライフライン 施設被害	(1)上下水道 ・上水道の被害はほとんど発生しない。 ・合併浄化槽に被害が生じる等により、住宅や施設等において、水洗トイレが使用できなくなる可能性がある。 ・津波浸水エリアでは、中長期にわたり上下水道が使用できなくなる可能性がある。 (2)電 力 ・御蔵島発電所は津波浸水域外にあり、運転停止となる可能性は低い。 ・島外からの燃料供給が途絶えた場合には、供給力が低下することは有り得る。 (3)ガス ・各住戸のLPガス設置設備に損傷が生じない限り使用できる可能性が高い。 ・港湾施設の被災でLPガスの供給が途絶える可能性があり、その場合は中長期にわたり使用できなくなる可能性がある。 (4)通 信 ・津波による海底ケーブルの切断等で通信が途絶する可能性がある。 ・電話は、輻輳によりつながりにくくなる可能性がある。 (5)その他 ・ごみ処理施設、し尿処理施設が被災し、処理が追いつかない状態が続く可能性がある。
交 通 施 設 (港湾等)、 主要施設等 被害	(1)港湾・漁港 ・御蔵島港で津波浸水があった場合、貨物の流失、船舶の転覆・沈没・破損、引き波による座礁、流出物による港湾施設の破損、倉庫内の荷役機械の損傷、防波堤の被害等が発生し、アクセス交通の機能が停止する可能性がある。 ・港湾施設の破損や航路障害により中長期にわたり海運による生活物資の搬入や人の往来が途絶する可能性がある。 (2)空港等 ・御蔵島ヘリポートは津波浸水の可能性はなく、被害は、ほとんど生じない。 (3)道 路 ・土砂崩れ、港付近や岩場近くの津波浸水した道路が通行困難となる。 ・津波浸水域で補修を必要とする被害が発生する可能性がある。 (4)島内交通 ・燃料不足により車が利用できず、中長期にわたり支障をきたす可能性がある。 (5)主要施設 ・役場や避難所、診療所等の主要施設では、被害の可能性はほとんどない。
その他	(1)建物被害・人的被害 ・建物被害・人的被害は、ほとんど発生しないと想定されるが、ガラスの飛散や家具の転倒等により人的被害が生じる可能性がある。 ・高齢者の長期間避難による健康への不安を助長させる可能性がある。 ・観光客が居た場合、土地勘がないことによる津波からの逃げ遅れなどにより、犠牲者が増える可能性がある。また、帰宅困難の問題、待機施設・物資の不足等の問題が発生する可能性がある。 (2)産業への影響 ・港湾施設や漁船等の被害、航路障害等により、観光業や水産業等の産業に悪影響が及ぶ可能性がある。 ・港湾部が被害を受けた場合、避難生活の長期化や、公共施設等の復旧、生活再建の遅延に起因する二次的な被害が発生する可能性が高い。



風水害

本島は台風が高い頻度で近傍を通過する場所に位置していることから、風水害発生頻度の高い地域となっています。また、台風・豪雨による人的・建物被害のほか、ライフライン等各種施設の損壊や港湾設備の浸水等による長期のフェリーの欠航、悪天候の長期化によるヘリの欠航等の可能性が高まります。



土砂災害

本島は、島全体が山岳の様相を呈し、非常に急峻であることから、崖崩れ、土石流等の土砂災害の危険性が高く、都が指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域での土砂災害を想定しています。

土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に住民等に危害が生ずるおそれがある区域で、村は警戒避難体制の整備等を行います。



火山災害

御蔵島は活火山ではありますが、火山活動度ランクがCと比較的低いことから、火山活動に伴う災害が発生する可能性は極めて低いものと考えられます。一方で近隣の三宅島は比較的年代が若い活動期の常時観測火山であり、三宅島で大規模な噴火が発生した場合に、噴き上げられた火山灰が御蔵島に降灰し被害が生じることを想定しています。

火山活動度ランクとは、活火山の活動度による分類(ランク分け)。全国110の活火山を過去100年及び過去1万年の活動度に基づき、活動度の高い順にA、B、Cの3つのランクに分類したものです。このランク分けは、過去の活動度に基づくものであり、将来の噴火の切迫性や危険性を示すものではありません。



その他の災害

●森林火災

御蔵島村の林野は、全て民有林1,829haで、森林の島全体に占める面積の割合が88.8%です。(全国平均 67.1%、都 35.9%)このような豊かな森林地域での村民やエコツアーリストなどの火の不始末からの森林火事・延焼が想定されます。

●海上災害

御蔵島周辺海域及び港湾部は、伊豆小笠原諸島沿岸の一部を形成しており、周辺海域は、国内でも有数の波浪条件の厳しい地域です。そのため、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生等が想定されます。

●航空機事故

ヘリコピュータ(東京愛らんどシャトル)は、高就航率(年間 95%以上、乗客数:約 3000名)の重要移動手段となっているため、強風などによる航空機事故(墜落による巨大事故等)も想定する必要があります。

3 今回の主な修正内容

●修正方針１ 各種基準の明確化

特に風水害時の職員配備態勢や避難指示等の発令について、現在は基準が明確ではないため、新たに基準を設定し、今後の村の防災体制を整えました。

（１）避難指示等の発令の記載追加

「避難情報に関するガイドライン」の改定（令和３年５月）に基づき、村から避難指示等を発令する場合の基準を見直し、新たに「避難指示等の発令」として節を追加しました。なお、法令等の改正により次のとおり避難の名称が変更となっています。

「避難準備・高齢者等避難開始」→「高齢者等避難」

「避難勧告」→廃止

「災害発生情報」→「緊急安全確保」

（２）風水害時の避難活動

風雨が強まることが予想される場合、事前に避難場所を開設し自主避難を呼び掛けることを規定しました。また、気象庁による警戒レベルの導入に基づき、防災情報と避難のながれ（自主避難－高齢者等避難－避難指示－緊急安全確保）を明確化しました。

（３）島外への移動要請

台風接近等による天候悪化が想定される場合は、来島者に交通機関の欠航前に島外に移動するよう呼びかけることを記載しました。

●修正方針２ 法令、上位計画の反映

災害対策基本法、防災基本計画、東京都地域防災計画、御蔵島村津波避難計画等の新たな見直し内容を計画に反映させました。

（１）個別避難計画の作成

災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の避難を実施するため、要支援者ごとに個別避難計画を作成することに努めることを追加しました。

（２）新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス等感染症が流行している場合は、指定避難所以外の多くの施設の開放、感染者・接触者等への対応、健康状態の確認等の基本対応を追加しました。

（３）住家被害認定調査の変更

内閣府の被害認基準運用指針に基づき、認定の区分に「中規模半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」を追加しました。さらに、一次調査、二次調査、再調査の内容を追加しました。

（４）被災台帳の作成

災害対策基本法の改正により被災者の援護を実施するための基礎となる被災台帳の作成を追加しました。

●修正方針3 南海トラフ地震の想定、関連情報に合わせた対応

南海トラフで異常な現象が発生した場合、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意)」が発表されることとなっています。御蔵島は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、この情報に対応した避難対応を検討しました。

(1) 新たな地震、津波の被害想定

南海トラフ特措法に基づき、南海トラフ地震に係るハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進するため、村が、中央防災会議が作成する「(南海トラフ地震防災対策推進)基本計画を基本」として地域防災計画の中に作成することになっており、これに対応するものとなりました。

(2) 南海トラフ地震に関連する情報に対応した体制

南海トラフで地震が発生した場合、後発地震に備え南海トラフ地震臨時情報が発表されます。この情報の種類により警戒体制又は災害対策本部体制をとることを決めました。

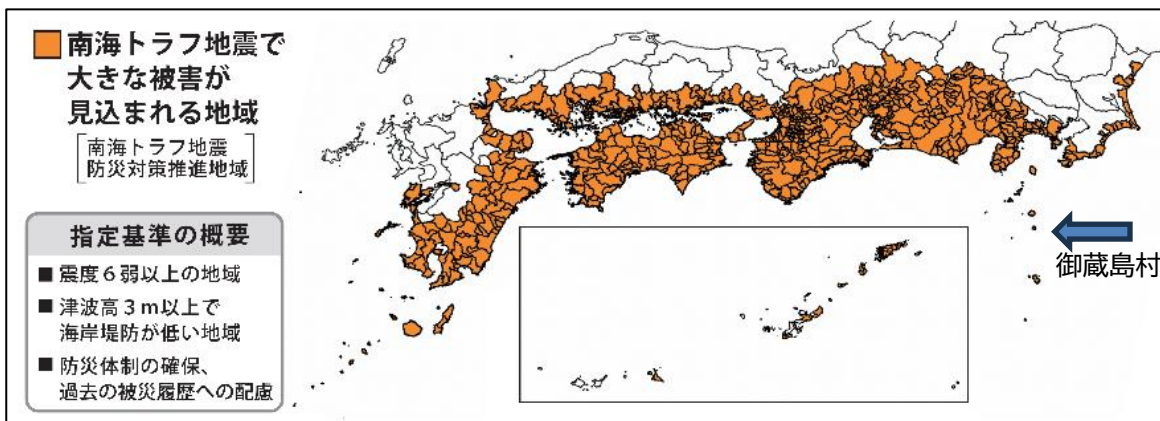
(3) 南海トラフ地震に関連する情報に対応した避難対策

国の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(令和 3 年 5 年)に準拠し、南海トラフ地震(先発地震)が発生した後に気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意の 3 種類)にあわせた避難対策を決めました。巨大地震警戒が発表された場合は、1 週間は津波浸水区域(避難対象区域)に避難指示を発令することとなります。

南海トラフ地震とは…

南海トラフ地震は、駿河湾沖から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源として、100 年～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模な地震です。このプレートの一部で巨大地震が発生した場合、続けて破壊さなかったプレートで巨大地震が発生する場合があります。

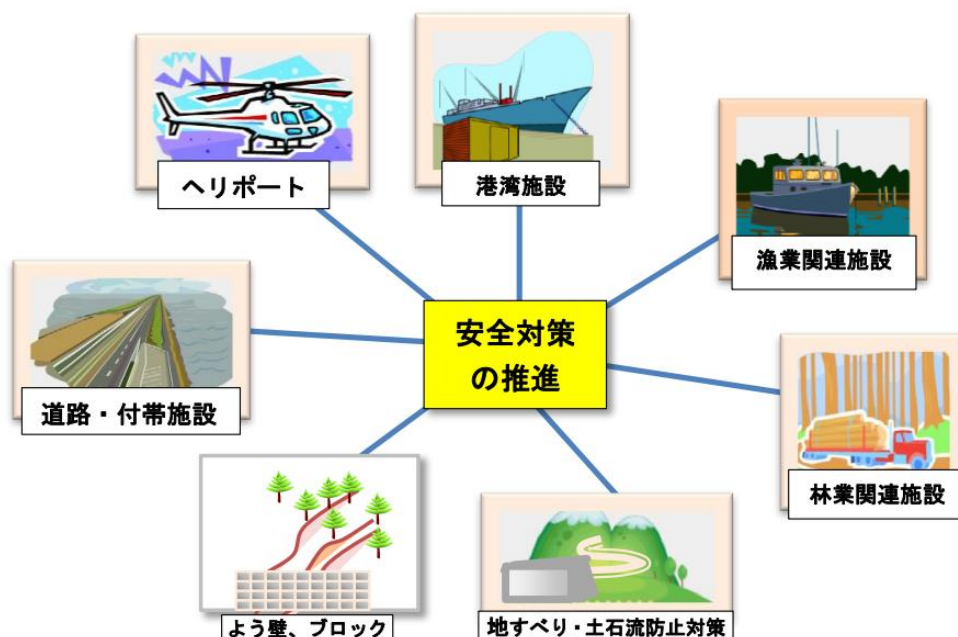
都の実施した被害想定等では、島しょ部に最大 20m を超える大津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっており、内閣総理大臣によって本村を含む全町村が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されました。



4 災害にあらかじめ「備える」（災害予防対策）

Ⅰ 施設構造物等の安全化

道路及び付帯施設、港湾施設、ヘリポート、簡易水道施設、電力施設、通信施設、建物等、農業関連施設、林業関連施設、漁業関連施設、よう壁・ブロック塀等、地すべり・土石流防止対策施設等、防災上多くの重要施設の維持・管理及び拡充・強化が必要です。都に対する適切な工事促進を図り、安全を確保するため必要な対策を講じます。



●土砂災害に関するソフト対策

近年多発している土砂災害に対し、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報の活用等のソフト対策を推進します。

都により指定された土砂災害警戒区域について、危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、円滑な避難等のため必要な事項について定め、ハザードマップ等により住民への周知を図ります。また、大雨により土砂災害発生の危険度が高まり、土砂災害警戒情報が発表されたときは、村内にある土砂災害危険箇所の住民等に伝達し自主避難を促したり、村長が発令する避難指示等の判断に活用します。

土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、診療所その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する下記の施設について、地域防災計画に位置付け、避難確保計画を作成するよう支援します。地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、村長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施します。

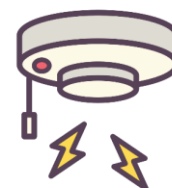
【要配慮者利用施設】

施設の名称	所在地
御蔵島診療所	東京都御蔵島村
福祉保健センター仲里	東京都御蔵島村字かんぶり
御蔵島小中学校	東京都御蔵島村字入かねが沢

2 火災発生・延焼の防止

家庭での火災発生防止等の徹底を図るため、住宅用火災報知器や住宅用防災機器の普及を図ると共に、実践的な火災発生防止訓練を通じて防災行動力の向上を図ります。

また、森林火災発生防止のために、森林作業従事者や観光客の森林への立入り時の火の使用に対する警告を行うとともに、森林防火事業の推進、村の防火体制の確立及び村民等への森林防火意識の向上を図ります。



●消防団の体制の強化

消防団は、公助を担う消防機関であると同時に、地域における共助活動の中心的存在でもあります。消防団の強化を図るため、活動組織体制の整備、少人数でも対応できるような装備の充実等を通じて、消防団の活動を支援し、体制の強化に取り組みます。

3 津波災害の予防対策

津波災害の予防対策については、別途作成している「御蔵島村津波避難計画」(平成28年12月)に基づき、避難場所・避難経路等の設定、津波災害対応に関する村職員の配備体制、津波に関する避難指示等の発令、津波避難誘導、津波防災教育と啓発、津波避難訓練等について定めます。

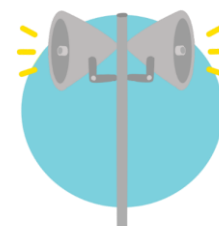


4 応急対策用施設・機能の拡充

災害が発生したときに村災害対策本部施設となる施設等や、災害発生時に住民に情報を正しく伝達するための村内放送設備、車両等その他の応急対策用資器材、避難所となる公共施設について機能の拡充を行います。

●村内放送設備

災害発生時に住民に情報を正しく伝達するため集落内に屋外拡声子局4か所、計9基のスピーカーと戸別受信機が設置され、防災関係の連絡のほか、村役場からの放送に随時使用されています。



●社会公共施設等

村役場庁舎での対策本部活動がスムーズに実施できるよう、各種地図、映像装置、ホワイトボード等資機材の充実を図っていきます。

災害発生時には村民等の避難施設として活用される村内の公共施設は、日頃から点検を行うほか、耐震診断を必要に応じ実施し、損傷箇所等の早期発見及び補修に努めます。

●応急対策用資器材

災害時は村所有の車両を災害対策に使用するため、日常の整備点検を励行し、車両の確保を行います。また、重機等の応急資器材については、村内建設業者や各機関と災害時の協力に関する協定を締結していきます。



5 避難活動体制の整備

災害発生時に村民等を収容する避難所として、以下の施設を指定避難所及び福祉避難所(避難行動要支援者を受け入れ)として指定し、これら避難所における防災用資器材等の備蓄推進等の機能強化を図ります。

福祉避難所は、可能な限り、耐震・耐火・鉄筋構造性能に加えてバリアフリーを備えた建物を指定します。また、感染症、熱中症、衛生環境対策等を考慮して必要な備蓄、居室の確保等、機能の強化等に努めます。

【指定避難所】

名 称	収容人数	連絡先
御蔵島小中学校	400名(最大)	8-2211、2231
村立開発総合センター	13名(最大)	8-2328
観光資料館	30名(最大)	8-2022

【福祉避難所】

名 称	収容人数	連絡先
福祉保健センター仲里	22名(最大)	8-2508

●避難活動体制の整備

災害時に避難者を安全かつ円滑に避難させるため、あらかじめ村内における災害を想定して、次に定める内容に関して避難計画を策定し、避難活動体制の整備に努めます。

- ① 警戒区域の設定、要避難地域及び避難先の決定
- ② 緊急度に応じた避難指示等の伝達・広報
- ③ 避難所の開設・運営
- ④ 避難所等安全な場所への誘導

また、避難所には、3日分以上の食料を含む生活物資の備蓄品の確保に努めます。お粥やアレルギー対応食、調製粉乳など、要配慮者等に対しても配慮した食品も確保します。

●避難所の運営体制の整備

村は、円滑な避難所の運営に資するため、「避難所運営マニュアル」の整備を行います。また、避難所の運営においては、村民等の協力が不可欠なことから、防災村民組織との連携体制構築を図っていきます。



避難所の運営に協力をお願いします！

東日本大震災や熊本地震の際、避難者が主体的に運営した避難所では、被災者同士の助け合いの機運が高まり、良好な生活環境を確保できたと言われています。

村では「避難所運営マニュアル」を作成し、避難者が円滑に避難所の運営を行えるように備えています。



6 避難行動要支援者の支援体制の充実

村は、「要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」（避難行動要支援者といいます。）の把握に努め、その方の避難の支援、安否の確認、災害から守る措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成します。また、名簿に掲載される避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努めます。そして、地域の防災村民組織と協力し、避難行動要支援者の避難支援に万全を期すようにします。

避難行動要支援者の範囲は、次のとおりです。

- ア 60歳以上の一人暮らしの方、又は60歳以上の方のみの世帯
- イ 介護保険 要介護3以上の認定を受けている方
- ウ 身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている方
- エ 療育手帳(㊤・A)の交付を受けている方
- オ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方
- カ その他村長が認めた方



7 地域防災力の向上

村民等は、「自らの生命は自らが守る」という自助の取り組みの観点に立ち、災害に強い地域づくりを担う一員として、以下の役割を担うこととします。

- ① 建築物その他工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ② 日頃からの火災発生防止
- ③ 消火器、住宅用火災報知器等防災用品の準備
- ④ 家具類の固定等による転倒防止や窓ガラス等の飛散・落下防止
- ⑤ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- ⑥ 水(1日一人3リットルが目安)、食料、医薬品、携帯ラジオ等非常持ち出し品や簡易トイレの準備
- ⑦ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- ⑧ 村が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ⑨ 地域の相互協力態勢の構築への協力
- ⑩ 避難行動要支援者がいる家庭における防災村民組織、消防団、駐在所への事前の情報提供

災害発生時に被害を最小限にするためには、村民・事業者が正しい理解のもとに自らの村を守ろうとする認識を持つことが必要です。このため村は、防災村民組織の結成を促進し、資機材の整備に努め、連携を平素から密にし、災害時の協力態勢を確立しておきます。

また、村は村民に対して防災思想の普及を行い、災害応急対策に積極的に協力するように防災意識を高めていきます。更に、災害時、円滑な災害ボランティア活動が実施できるよう支援体制づくりを推進します。



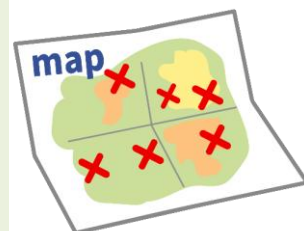
8 防災運動の推進

村は、都等と協力し、平常時から過去の災害から得られた教訓の伝承等防災に関する知識の普及に努めるとともに、村の広報紙にも関係記事を随時掲載して、防災に関する村民の理解を深め、災害時における混乱や被害を最小限に止めるようにします。

また、一時的に滞在する観光客等に対しては、災害時の対応要領等を民宿等の目につきやすい場所に掲示します。

(普及啓発事項)

- ① 村防災計画及び防災機関の防災体制
- ② 災害時の心得、避難誘導方法(避難先、経路、避難指示)
- ③ 地震、台風、火災、津波等の防災知識
- ④ 地震、津波、土砂災害等のハザードマップ
- ⑤ 過去に起きた災害の教訓



●防災訓練等の充実

本村では、集落内に家屋が密集していることなどから、主として火災による災害を想定した消防訓練を中心に行います。また、人家の直近に急傾斜地があることから、大雨による土砂災害発生の際の避難訓練についても実施します。

その他、都が計画する島しょ町村との合同防災訓練等を通じ、新たな避難計画の策定やそれに基づく避難訓練等を実施します。

●消防訓練

限られた地域に家屋が集中する本村は常に風が吹いている状態であることから、火災が発生した場合は延焼する可能性が非常に高く、初期消火による対応が重要です。

そのため、消防団と協力し、定期的に消火器を使用した消防訓練を実施し、正しい消火設備、消火器等の操作方法を村民ひとりひとりが修得できるよう努めます。



●避難訓練等

津波の発生、台風の接近あるいは大規模災害の発生など、村民等の安全確保のために村民等が一時的避難を余儀なくされる場合を想定して、避難所の開設から誘導・避難など全村民を対象とした総合的な訓練を実施します。

また、防災機関と協力し、船舶やヘリコプターによる島外避難訓練についても実施します。

●防災教育

保育園・小中学校については避難訓練を定期的を実施するほか、地震・津波・風水害への対応力を高めるため、各教科「総合学習」、副読本の活用など児童・生徒等の発達段階や学校の実態に応じた防災教育を実施することにより、御蔵島村の一員としての防災意識を高めます。



5 発災後の命を「守る」、生活再建へと「つなぐ」（災害応急・復旧対策計画）

1 応急活動体制

村は、災害の発生が予測される場合あるいは災害が発生した場合は、法令、東京都地域防災計画及び御蔵島村地域防災計画の定めるところにより、指定（地方）行政機関、公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策の実施に努めるものとされています。

以下に御蔵島村災害対策本部条例に基づき、原則として御蔵島村役場会議室に災害対策本部が設置される場合の設置基準、その際の編成等を示します。

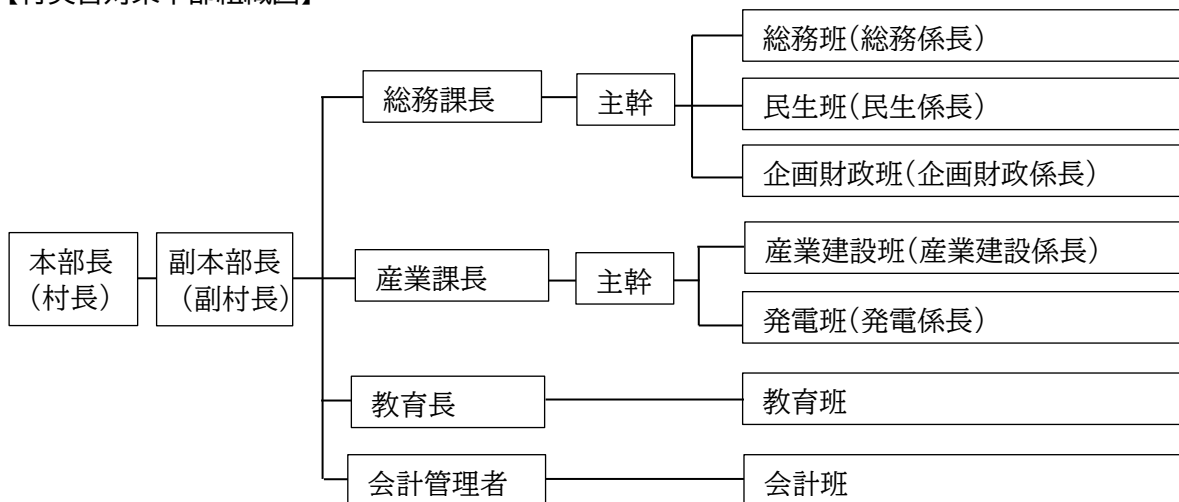
【災害対策本部の設置基準】

災害の種別	本部設置基準
地震災害	・震度5弱以上の地震が発生したとき ・「津波警報」が発表されたとき ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき ・その他村長が認めたとき
風水害 土砂災害 その他災害	・災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがあると村長が判断したとき ・その他村長が認めたとき

【災害対策本部構成】

<災害対策本部>				
本部長室			班	
本部長	副本部長	本部員		
村長	副村長 （総務課長） 教育長	総務課長 産業課長 会計管理者	総務 企画財政 発電 会計	民生 産業建設 教育

【村災害対策本部組織図】

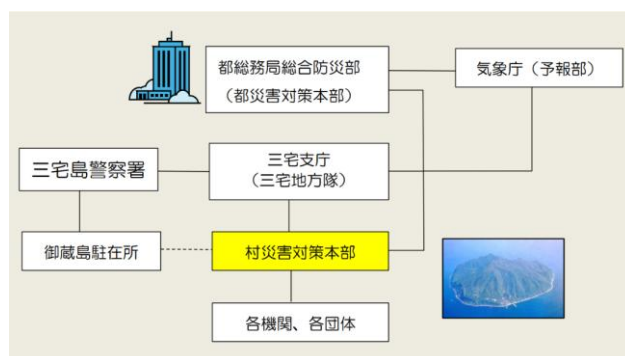


2 情報の応急活動体制

村及び都の防災機関、地方行政機関との相互連絡は、NTT回線を使用した有線通信により確保されています。

また、有線通信が使用不能となった場合は、都と御蔵島間の防災行政無線による無線通信に切り替わります。

その他、三宅地方隊への連絡の必要がある場合は、警視庁の無線の協力により通信の途絶のないよう万全を期しています。



【村の通信手段】

手段	内容
災害時優先電話	災害時優先電話として登録されている電話を活用し、村内の防災関係機関と連絡を行う。
村防災行政無線	役場(親局)から屋外拡声局(子局)及び屋内戸別局への一斉放送により住民等に対し情報を伝達する。
都防災行政無線	都が設置している都防災行政無線等により都、防災関係機関との連絡、総務省消防庁への報告を行う。
全国瞬時警報システム(Jアラート)	全国瞬時警報システムにより、村に伝達された警報等が自動起動により、防災行政無線にて放送される。
災害情報共有システム(Lアラート)	災害情報共有システムにより、村等が発した情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して住民に災害情報が一括配信される。

●地震に関する情報（主なもの）

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上 ・緊急地震速報(警報)のうち震度 6 弱以上の揺れを予想したものを「特別警報」と位置付け	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を 188 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上(津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所やその規模を発表「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所やその規模、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所やその規模を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表

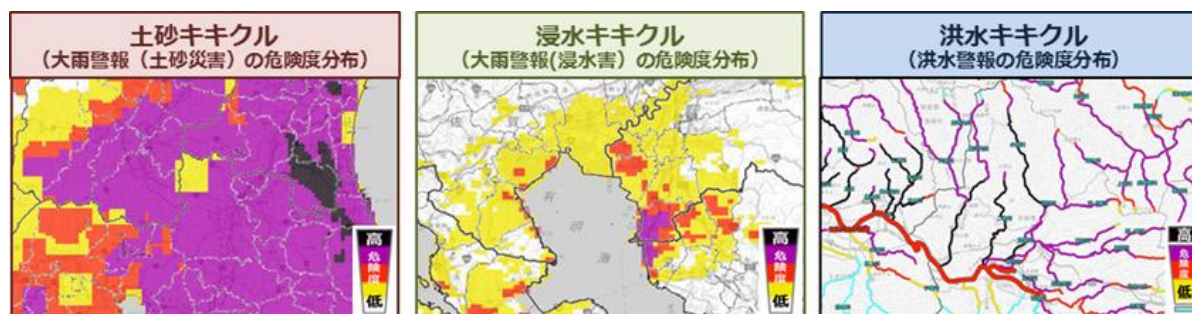
●津波に関する情報

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m < 高さ	10m 超	巨大
		5m < 高さ ≤ 10m	10m	
		3m < 高さ ≤ 5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1m	1m	(表記しない)

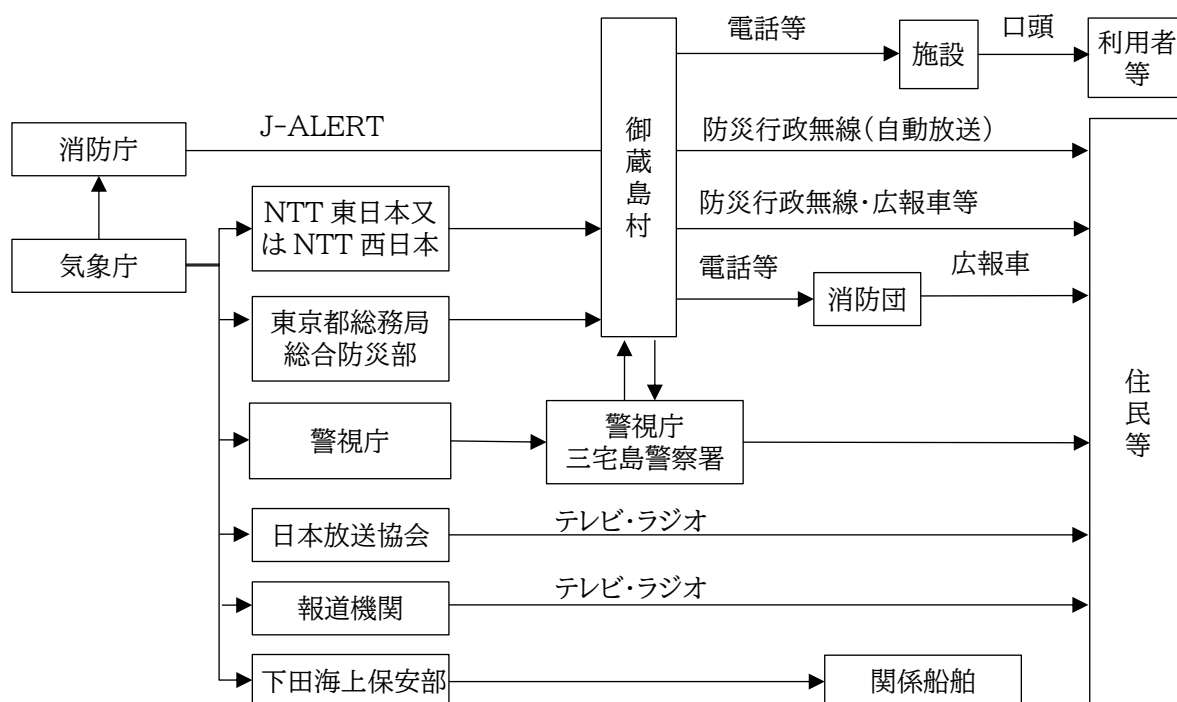
●気象に関する情報

注意報	気象注意報	大雨注意報、強風注意報、大雪注意報、波浪注意報、高潮注意報、雷注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、低温注意報、霜注意報
	浸水注意報(浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる。)	
	地面現象注意報(地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる。)	
警報	気象警報	大雨警報、暴風警報、大雪警報、波浪警報、高潮警報
	浸水警報(浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる。)	
	地面現象警報(地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる。)	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風、高潮、高波	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

その他、気象に関する情報として、「記録的短時間大雨情報」、「竜巻注意情報」、「ナウキャスト(降水、竜巻、雷)」、「火災気象通報」、「土砂災害警戒情報」、「顕著な大雨に関する気象情報 早期注意情報(警報級の可能性)」、「大雨警報・洪水警報等を補足する情報(キキクル)」等があるので、最新の情報を確認してください。



●情報の伝達経路

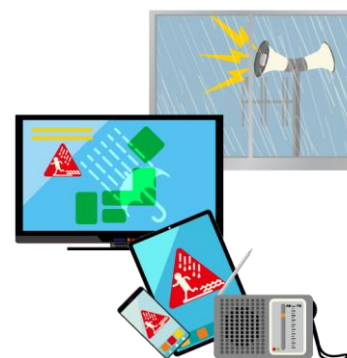


●住民への広報

住民に対する広報活動は、以下の内容を中心に、本部長室が防災行政無線等を活用し情報の周知徹底を図ります。

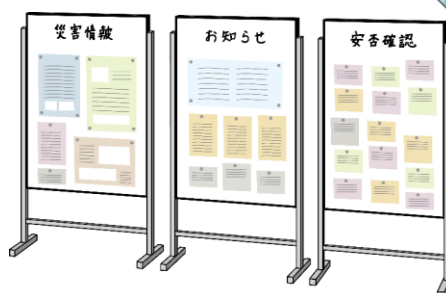
防災行政無線が使えないときは広報車、エリアメール等のほか、避難所等における掲示板を活用します。

なお、必要に応じて災害広報紙を作成し、村、防災機関等の行う被災者支援策の周知に努めます。



【住民に対する広報内容】

- 医療救護、衛生に関すること
- 食料、物資の配分状況
- 通信、交通機関の状況
- 災害発生状況
- 住民の安否情報



●安否情報の提供

村は、被災者の安否情報について家族、親族等から照会があった場合、本人確認を行い、被災者や第三者の利益侵害のないように配慮して適切に回答します。回答に当たっては、必要に応じて御蔵島駐在所等に対して被災者の安否に関する情報提供を求めます。

●被災者相談

村は、役場に被災者のための相談所を設置し、各種手続きや相談に対応します。また、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し、応急対策に反映させます。



3 応援・協力・派遣要請

村は、災害発生時には、都や自衛隊等、防災機関等と協力して対応に当たりますが、住民の皆様に対しても、以下の点を中心に参加・協力をお願いいたします。

●災害発生前に関すること

(1) 山地・山腹・河川・沿岸部の異常現象の発見の連絡

- ア 山腹の小規模な崩壊(地すべり)
- イ 川の濁り、多くの流木(土石流)
- ウ 降雨中の河川水位の急激な降下(土石流)
- エ 山鳴り、地鳴り(土石流)
- オ 今までにない崖の亀裂(崖崩れ)
- カ 崖上部から小石の落下(崖崩れ)
- キ 崖から音、湧水発生または湧水停止、崖上の倒木発生(崖崩れ)
- ク 海水の色の変化(土砂災害共通)



(2) 災害に関する警報・注意報、その他情報の区域住民への連絡

(3) 村が実施する防災訓練への参加

●災害発生後に関すること

(1) 被害情報の役場及び区域住民への連絡

(2) 近隣住民の避難状況の確認

(3) 避難誘導、避難所内被災者への対応業務

(4) 災害要援護者の避難協力

(5) 避難者に対する給食、救援物資の配分

(6) 被害状況調査への協力

(7) その他対策本部が実施する災害応急対策業務の支援・協力に関すること

我が家にあわせた備蓄を！

災害時に必要になるものは、家庭の状況によってさまざまです。家族構成や状況に応じて必要なものを備蓄品に加えましょう。また、冷蔵庫の中の物も立派な備蓄品です。普段から「少し多めに」という備蓄の考えで1～3日目までは冷蔵庫の中のものを使い、4～7日目は、ローリングストック(循環備蓄)で備蓄したものを活用するなど、工夫しましょう。

ローリングストックは、保存食を日常的に消費し、食べた分だけ買い足していく備蓄方法です。日頃から食べ慣れている賞味期限が1年程度のものを意識的にストックして、月に1、2度食べるときに防災について考えるきっかけにしましょう。



4 緊急輸送及び交通規制対策

災害時において、被災地に通じる道路について災害救助活動に支障をきたすおそれがあるとき、また災害の発生に至らない場合であっても予警報が発令された場合及び地震の発生の際は、次により交通規制等を行います。

区 分			規 制 内 容
津波	注意報		岸壁内立ち入り禁止。ただし、定期船接岸時は見張員を配置し緊急時に待避できるよう措置した場合は作業可能
	警 報		イルカの見える丘より先御蔵島港への都道立ち入りを禁止
大雨 警 報	時 間 雨 量	30mm 未満	遊歩道全線への立ち入り禁止
		30～50mm 未満	降雨量が時間 30mm を越える場合は発電所及び西川住宅より先への立ち入り禁止
		50～65mm 未満	村役場より先への立ち入り禁止 避難所の開設
		65mm 以上	三宝橋より西川住宅までの住民は避難所へ避難
土砂災害警戒情報			急傾斜地崩壊危険箇所内の住民は避難所へ避難
地震	震度4		都道・村道・林道の目視による安全確認実施
	震度5(弱、強)		安全確認終了まで遊歩道全線立ち入り禁止
	震度 6 弱 以上		村内全域で交通規制を実施

5 医療救護対策

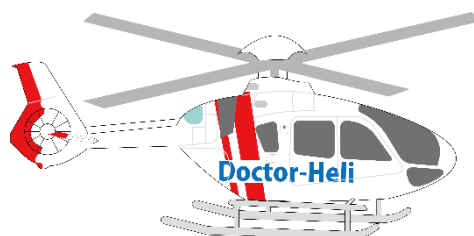
災害により医療救護の必要があるときは、診療所が中心となって医療救護班を編成し、迅速に負傷者等の救護にあたります。災害発生時の医療救護内容は以下の通りです。

- ① 診療
- ② 薬剤及び治療材料の支給
- ③ 処置及び手術その他必要な治療
- ④ 診療所への収容



●負傷病者の搬送

村内の医療機関は、診療所が1箇所しかないため、重症患者は島外への搬送が必要になります。このため、重症患者をヘリコプターで搬送する必要性が生じた場合は、都知事に対し、受け入れ施設の確保とヘリコプターの派遣を要請します。



【災害時収容病院一覧(都内)】

病 院 名		対応時間	担 当	連絡先(代表)
都立病院	広尾病院 (東京ER・広尾)	平日昼間	救命救急センター担当医、循環器科担当医	03-3444-1181
		夜間休日	救命救急センター当直医、循環器科当直医	
	墨東病院 (東京ER・墨東)	平日昼間	救命救急センター担当医	03-3633-6151
		夜間休日	救命救急センター当直医	
	大塚病院	平日昼間	各科診療担当医	03-3941-3211
		夜間休日	各科診療当直医	
	多摩総合 医療センター (東京ER・多摩)	平日昼間	救命救急センター担当医	042-323-5111
		夜間休日	救命救急センター当直医	
	駒込病院	平日昼間	各科診療担当医	03-3823-2101
		夜間休日	各科診療当直医	
	荏原病院	平日昼間	各科診療担当医	03-5734-8000
		夜間休日	各科診療当直医	
その他の協力病院	豊島病院	平日昼間	各科診療担当医	03-5375-1234
		夜間休日	各科診療当直医	
	大久保病院	平日昼間	各科診療担当医	03-5273-7711
		夜間休日	各科診療当直医	
	亀田総合病院	全 日	救命救急科部長	04-7092-2211
	国立災害医療 センター	平日昼間	救命救急センター担当医	042-526-5511
		夜間休日	救命救急センター当直医	
	順天堂大学付属	全 日	救命室担当医(医療サービス支援センター)	03-5802-1200
	東海大学付属	全 日	ホットライン確認	0463-93-1120
	東京大学付属	全 日	救急部・集中治療部担当医、各科診療担当医	03-3815-5411
	東邦大学付属	全 日	産婦人科担当医	03-3762-4151
	武蔵野日赤	全 日	救急センター担当医	0422-31-9944

●動物の救護

村は、同行避難した動物の飼い主に対し、飼養場所の指定、給餌等の適正飼養、衛生管理等について指導します。

また、都は関係団体等と協働して動物救援本部を設置し、負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護・救護を行います。



ペットを避難所に連れて行くときは？

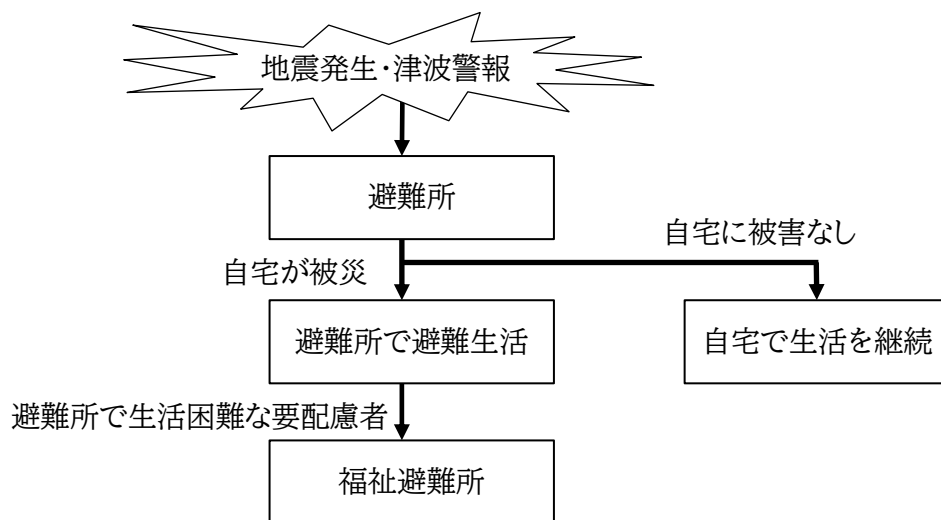
介助犬等を除いて、避難者が滞在する居室へのペットの持ち込みはできません。屋外の飼育専用スペースを利用するか、施設の収容能力に余裕がある場合には、屋内に専用スペースを設け、ケージに入れて飼養となります。

6 避難対策

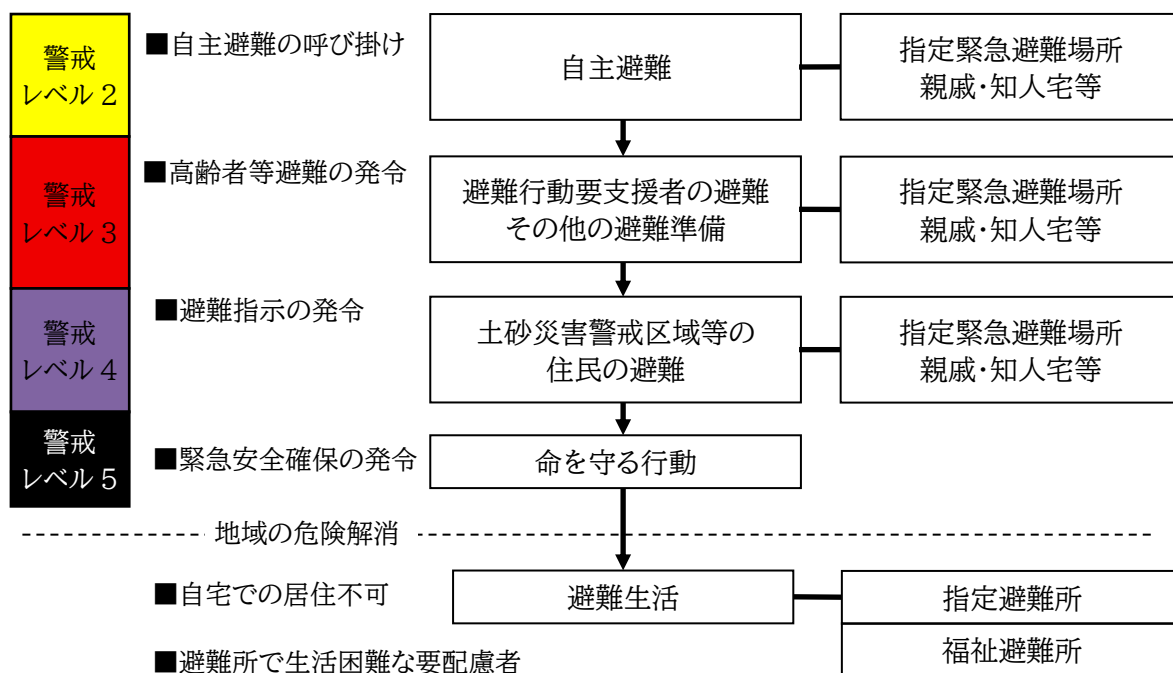
本部長(村長)は、災害が発生したり、危険が切迫した場合には、地域の住民、滞在者等に対し、必要に応じて避難先を定めて避難指示を発令します。また、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の安全確保を図るため、早めの段階で避難行動を開始する必要がある場合は、高齢者等避難情報を発令します。

避難実施の際、かえって危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、これらの避難者に対し、屋内での退避等の安全確保の措置を行う緊急安全確保を指示します。

●地震発生又は津波警報が発表された時の避難の流れ



●風水害の時の避難の流れ

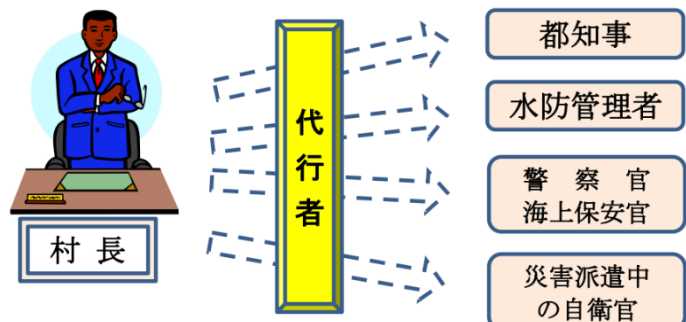


【警戒レベルの一覧】

種 別	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (村長が発令)	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング。地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (村長が発令)	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (村長が発令)	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)	命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

村における避難指示等は、本部長(村長)が実施します。

本部長が避難のための立ち退きの指示、及び立ち退き先の指示を行うことができない場合、右に示す者がそれぞれの実施要件に基づき、代行します。



本部長(村長)が避難指示等をした場合の伝達方法は、混乱を防止するため村内放送及び広報車により行い、以下の事項の周知徹底を図ります。

- ① 避難を要する理由
- ② 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保
- ③ 避難指示の対象地域
- ④ 避難先
- ⑤ 避難経路等

また、伝達にあたっては、豪雨等の状況から、村民への放送等が十分伝わらない場合を考慮して、消防団や駐在所、観光協会等との連携により必要に応じて、住居地域に巡回して連絡します。特に土砂災害警戒地域の住宅や高齢者の在住宅等への連絡を重視します。

●避難所の開設

本部長(村長)は、次の要件のいずれかを満たす場合、直ちに避難所を開設します。

- 1 高齢者等避難又は避難指示を発しようとするとき
- 2 村域において震度5強以上の地震が発生したとき
- 3 台風の接近など気象の急変時において、本部長(村長)が必要と認めたとき

●避難所の運営

- ▽避難所の管理・運営が混乱無く円滑に行われるよう、事前に作成した「避難所運営マニュアル」を活用します。
- ▽避難者の代表者による避難所運営本部を組織し、村の行う避難所運営の補助、避難者のニーズの把握及び生活支援の一元化等を図ります。運営に当たっては、管理責任者に女性を配置する等、女性の参画を求めるとともに、性別による役割の固定化の防止、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮します。
- ▽避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行・掲示、インターネット、FAX等の整備を行います。
- ▽避難者の村外に居住する家族等との安否の連絡のため、災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法について周知します。
- ▽避難者のニーズを調査し、ニーズに応じた支援及び食料、生活必需品等の供給を行います。
- ▽男女別更衣室・物干場、授乳室、女性用仮設トイレ、要配慮者専用のスペース等、要配慮者や女性、児童・生徒等の状況に応じた環境に配慮します。
- ▽新型コロナウイルス等感染症への感染防止のため、避難所の衛生環境を確保するとともに、避難所以外や自宅での避難の検討や、避難所での専用スペースの確保、健康状態の確認を行います。

●指定避難所以外の避難者への支援

村は、在宅の被災者や車中・テント等の被災者の所在を、消防団等と連携して把握します。

指定避難所以外の被災者に対し、広報紙の配布等により支援情報を提供します。また、指定避難所にて、避難所収容者と同様に食料、物資の供給を受けられるよう配慮します。



7 観光客の安全確保対策

本村に滞在する観光客等が災害により被災を受けた場合、もしくは交通機能の被災により離島することが困難となった場合、村は、防災機関との協力のもと、観光客等の安全確保に努めます。

●関係機関との協力

▽御蔵島観光協会は、災害時の観光客等の把握、宿泊施設における保護等において、村の行う安全確保対策に協力するものとします。

▽東海汽船(株)は、災害時の観光客等の把握、島外への避難等において、村の行う安全確保対策に協力するものとします。

●観光客の把握

村は、災害発生時に滞在中の観光客等の把握を行うものとし、必要に応じて、消防団等と協力し、行方不明者等の捜索を行います。

●避難誘導等安全確保対策

▽災害時に観光客等の安全を確保するため、村は、避難所(御蔵島小中学校)へ避難するよう、観光客等を誘導します。

▽観光客等の災害時における宿泊は、村内の宿泊施設を用いるものとします。

▽通信施設の被災や輻湊等により、観光客家族等との安否確認の連絡が行えない場合、村は災害用伝言ダイヤル等の安否確認方法の周知に努める等の援助を行います。

▽村は、観光客・来訪者に対し、台風接近等による天候悪化が予想される場合は、船舶及び航空機が欠航する前に島外へ移動するよう、防災行政無線での放送、宿泊施設等を通じて呼び掛けます。

▽島内及び港湾施設等の安全が確認できた場合、観光客等の島外への避難活動に協力します。

▽外国人等日本語を解さない観光客等に対しては、可能な限り母国語での情報提供を行うよう努めるものとし、翻訳アプリケーション等を活用して情報提供を行うとともに、必要に応じて通訳等の派遣を都に対して要請します。

家族と連絡をとる方法を確認しよう！

地震などの大規模な災害が起きたときには、多くの人が連絡を取り合おうとするため、電話がつながりにくい状況になります。そのような状況でも連絡を取り合えるよう、複数の連絡方法を決めておきましょう。

●災害用伝言ダイヤル「171」

安否確認や避難している場所を音声で伝言することができます

●災害用伝言板

携帯電話から専用の伝言板サイトで、伝言を残すことができます



8 飲料水・食料・生活必需品等の供給

●飲料水

給水対象施設は、指定避難所、診療所とし、車両による応急給水を行います。



●給食計画

避難所において、備蓄した食料品等を適時配布します。避難所を開設していない場合や在宅避難者がある場合には消防団等の協力を得て必要な世帯へ配分します。

本村は離島という特殊事情などから災害用応急食品の事前購入、大量の備蓄が困難な状況にあるため、災害発生時における副食物及び調味料は、農協または民間小売業者に緊急調達の依頼をします。

主食については都に対し、災害応急用米穀等の調達に関する要請を行います。

乳幼児の調製粉乳の調達については、あらかじめ指定した業者から購入し、供給不能とならないよう十分注意します。

災害により炊き出しを必要とする場合は、学校給食施設及び村営宿泊施設など公共施設の炊事場を利用し、協力機関の協力を得て避難者による避難所運営本部が主体となって実施します。炊き出しにあたっては、食物アレルギー、栄養バランス等に配慮した献立を検討するよう努める。また、感染症対策を十分に講じながら実施するものとします。



●生活必需品

災害により、家具・家財を消失した被災者に対しては、早急に毛布、被服等を貸与又は供与し、生活の安定を図る必要があります。村は、村が管理する毛布の貸出計画等を策定しておくものとします。備蓄物資として、都福祉局が村に事前に配置してあるものは、都福祉局長の承認を得て被災者に貸与します。

災害用生活必需品の調達については、村の備蓄能力等を考慮した場合、品目・数量等に制限があることから、あらかじめ島内小売業者と協定を締結し、災害時においてできる限りの調達を図ります。また、島外からの救援物資についても円滑に受け入れができるよう、受け入れ計画を策定しておきます。

災害時における生活必需品の配分にあたっては、配分の対象となる住民の把握に努めるとともに、物資の受け渡し場所、受け渡し方法、その他必要な配分計画を策定し、協力機関等の協力を得て被災者に公平に配分します。

【備蓄品一覧】

区 分	数 量	備 考
クラッカー	3,800食	都寄託分
毛布	422枚	//
ビニールシート	111枚	

(令和8年3月31日現在)

9 ごみ・し尿・がれき処理

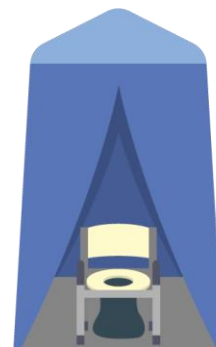
●ごみ処理

村は、じん芥処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、避難所をはじめ被災地域のごみ収集処理計画を策定します。避難者を含む村民に対して、通常と同様の分別を行うよう要請します。

●し尿処理

村は、簡易水道施設、避難所等のし尿浄化槽、じん芥処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、避難所をはじめ被災地域のし尿処理計画を策定します。

通常のトイレが利用できない場合、災害用トイレを設置し、その利用法について災害広報紙等を通じて村民に広報します。村は、災害用発生時にトイレが利用できなくなる場合に備え、災害用トイレの備蓄に努めます。



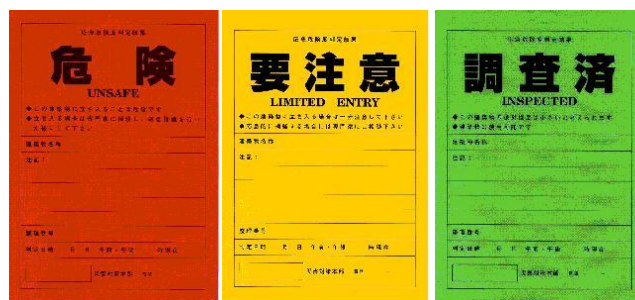
●がれき処理

災害における応急対策や復旧・復興を円滑に実施すると共に、最終処分量の削減を図るため、災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生するがれきの再利用及び適正処理を図ります。

10 応急生活対策

●被災住宅・宅地の応急危険度判定

大規模な地震により建物が被災したときは、余震によって建物が倒壊するおそれがあります。このような二次災害を防ぐために、応急危険度判定を実施します。判定結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分して、建物入口付近にステッカーで表示します。



〈応急危険度判定のステッカー(全国被災建築物応急危険度判定協会ホームページより)〉

●家屋・住宅の被害調査

住宅の応急修理や供給のための基礎資料とするため、家屋・住家の被害状況を把握します。住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の発行や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施します。

調査結果を基に、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない(一部損壊)」に区分し、り災証明書を発行します。



●り災証明の発行

り災証明書は、租税、保険料等の減免・徴収猶予や各種公的融資・支援金支給の申請などに必要なため、村は村民から申請があった場合には、遅滞なくり災証明書を発行します。

また、災害対策基本法に定めるり災証明とは別に、住家以外の家財等の被害の届け出があったことを証明する「被災証明書(り災届出証明書)」の交付準備を行います。住家の場合でも被害と災害の因果関係が確認できない場合は、り災届出証明書の交付となります。

●被災住宅の応急修理

村に災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない住宅については、居住に必要な最小限の応急修理を行い、応急仮設住宅需要の低減を図ります。

また、都から委任された村が緊急の修理に係る受付等を行います。屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張をすることで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止することを目的に、災害のため住家が半壊(焼)またはこれに準じる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者が対象となります。



●応急仮設住宅の供給

村に災害救助法が適用され必要と認められる場合には、都が応急仮設住宅の建設(建設型応急住宅)、公的住宅の供給(一時提供型住宅)、民間賃貸住宅の借り上げまたはあつ旋(賃貸型応急住宅)といった応急仮設住宅の供給対策を実施します。

●被災者の生活支援

村は、被災者に対する相談所を村役場等に設け、苦情または要望事項を聴取して、解決を図ります。主な支援内容は以下のとおりです。

■支援金の支給、貸付等

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・災害弔慰金、災害障害見舞金、り災見舞金の支給
- ・災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付

■納税の特例措置

- ・租税等の納付期限の延期、減免
- ・国税、都税の納付期限の延長、減免等

■その他

- ・災害復興住宅資金の融資
- ・義援金の支給
- ・職業のあつ旋



●中小企業への融資

経営や復旧に必要な資金の融資等の支援を行います。

●農林漁業関係者への融資

復旧に必要な資金の融資、農業保険法に基づく農業災害補償等の支援を行います。



1.1 災害ボランティア活動

被災者支援や被災地復旧ではボランティアが大きな力を発揮します。

御蔵島社会福祉協議会は、社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの募集、受付、ボランティアニーズの把握、活動のコーディネート等を行います。

開設・運営に当たっては、災害ボランティアコーディネーターの派遣等について、都災害ボランティアセンターに支援を要請します。なお、ボランティア活動の自主性を尊重し、活動方針や運営については、災害ボランティアセンター自ら決定するものとします。

村は、御蔵島社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、被災者の状況把握、活動の調整、必要な支援等の調整を図ります。

【ボランティアセンターへの支援】

項目	内容
活動拠点の提供、必要資機材	協定に基づき活動拠点の提供に努め、必要な資機材について協議のうえ、配備します。 ボランティアセンターは、村内での資機材等が不足する場合は、都に支援を要請します。
通信費や消耗器具備品費等の経費の負担	協定に基づき必要な経費について協議のうえ負担します。
災害情報の提供	ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れます。
情報の共有	地元や被災地外からのNPO・NGO等のボランティア団体と情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握して、連携のとれた支援活動を展開するよう努めます。また、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮します。
調整事務の経費の負担	災害救助法に基づき、調整事務を行う人員を確保するため、人件費（社協等職員の時間外勤務手当及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）、旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担します。

1.2 火山災害の応急対策

村は、周辺火山の噴火や噴火に伴う降灰による被害が発生した場合、都と連携し災害応急対策の実施に努めます。村は、降灰情報の広報、必要に応じた交通規制、健康相談、火山灰の収集及び処分を行います。

降灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行い、民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者が行います。村は、道路や上下水道施設の降灰の除去を行い、その機能の維持を図ります。降灰袋は村が配布します。降灰を収集する場合、集積所はごみ集積所と分け、事業所から排出された灰については、一時仮置場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとします。



6 災害からの復興（震災復興計画）

災害時の復興活動は、行政のあらゆる分野に及ぶだけでなく、その多くが長期間にわたります。したがって、復興のための施策は事実上、通常の行政組織により実施されと考えられます。しかし、「災害復興」は住民にとっても行政にとっても特別の意味と重みを持つものであり、日常行政の単なる延長や拡大ではありません。一刻も早い復興と生活復興を目指すためには、行政が住民に対して、その目標や手順を示し、また特別な体制で臨む決意を示すことが肝要です。

復興に際しては、震災に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要です。

そこで、早期に復興後の生活ビジョン、復興計画の到達目標、事業指針等を策定し、これを明確に示す必要があります。また同時に、復興にかける村の姿勢と意欲を村民の前に明らかにするとともに、復興事業の実施に対する村民の協力を呼びかけることも大切です。

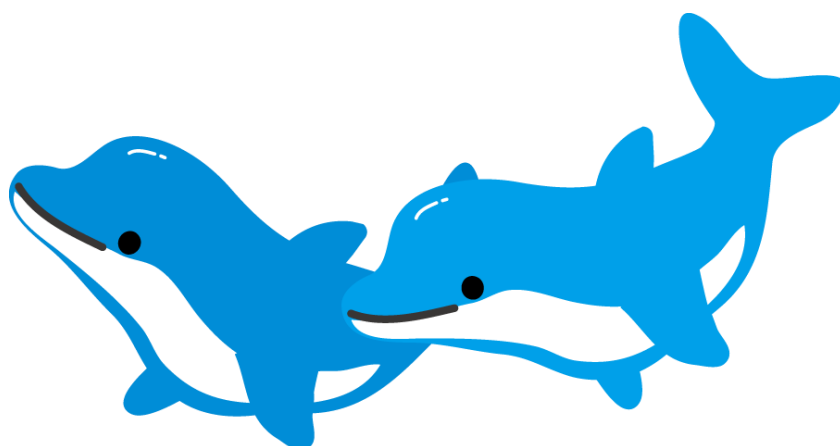
本格的な復興へ向けて、復興活動を組織的・計画的に行うため、速やかに復興体制を構築します。

●災害復興計画の策定

災害後の復興は、行政のあらゆる分野にわたるとともに、長期間に及ぶ事業です。したがって、その施策は総合的かつ長期的な計画に基づいて実施されるべきです。村は被災者及び被災地の支援・再生を主目的に復興を推進するため、災害復興計画を策定します。

災害復興計画は、災害後の村の復興に係る最上位の総合計画として、①復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする、②村民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要なソフト、ハードのいずれの施策をも計画の内容とする、③長期的視点に立った計画とする、ことを目標に作成します。

また、復興計画は、上記のように復興に係る村政の最上位計画として位置づけられるものであるところから、作成過程において広く村民の声を聴き、その意見を反映するものでなければなりません。



7 南海トラフ地震防災推進計画

●南海トラフ地震対策

南海トラフで巨大地震が発生した場合、又は異常現象が観測された場合、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表され、続けて発生する地震への警戒を行います。

都の実施した被害想定等では、島しょ部に最大 20m を超える大津波が襲来する想定結果となっており、内閣総理大臣によって本村を含む全町村が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されました。これらの地域における防災対策については、以下の 2 つの視点の下で防災対策を推進することになります。

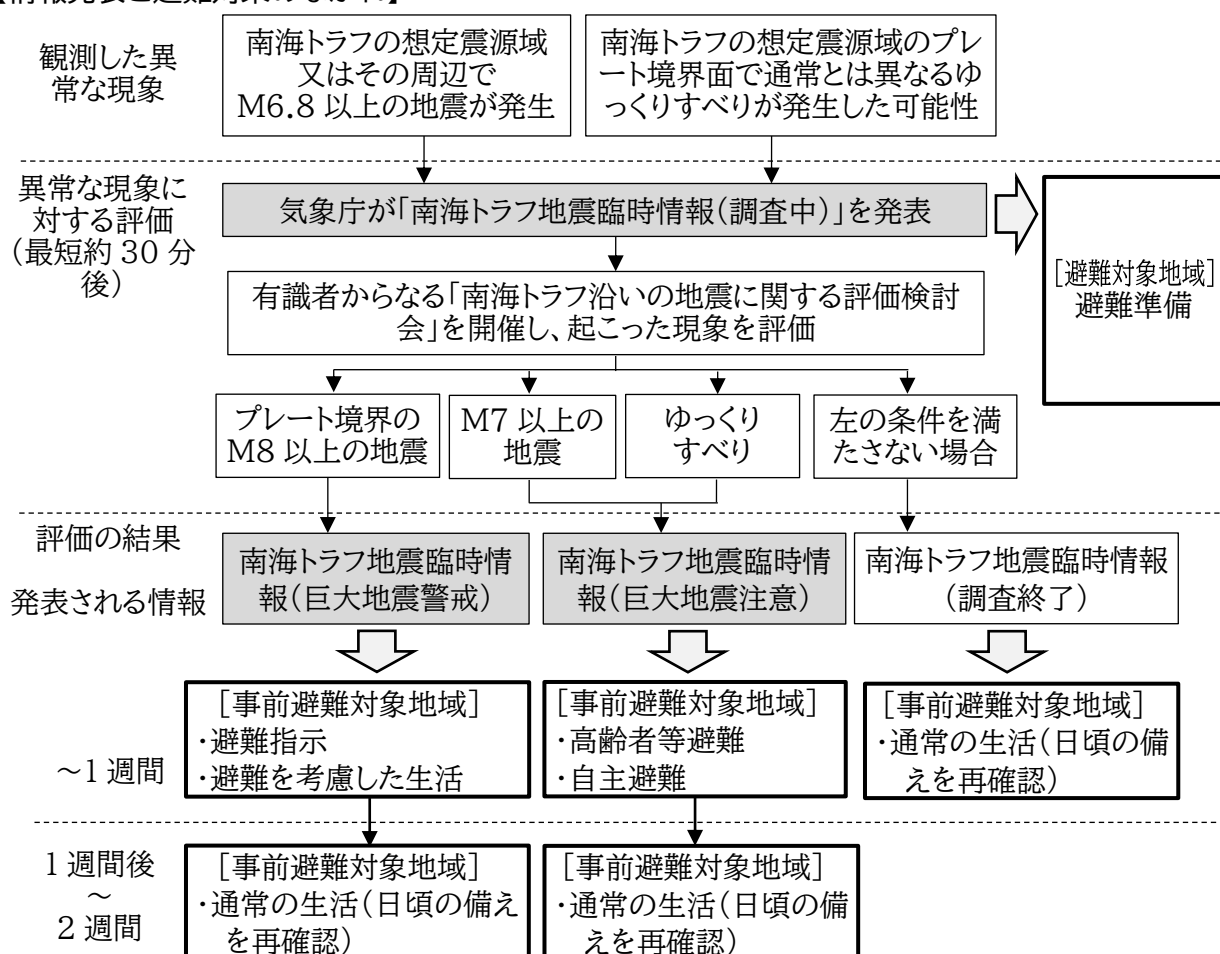
<視点 1> 「津波による人的被害ゼロ」を目指した迅速な避難対策

<視点 2> 孤立する可能性がある地域特性を踏まえた対策

●南海トラフ地震に関する情報

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や、想定震源またはその周辺で異常な現象を観測した場合は、有識者等による「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価される場合には、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表します。

【情報発表と避難対策のながれ】



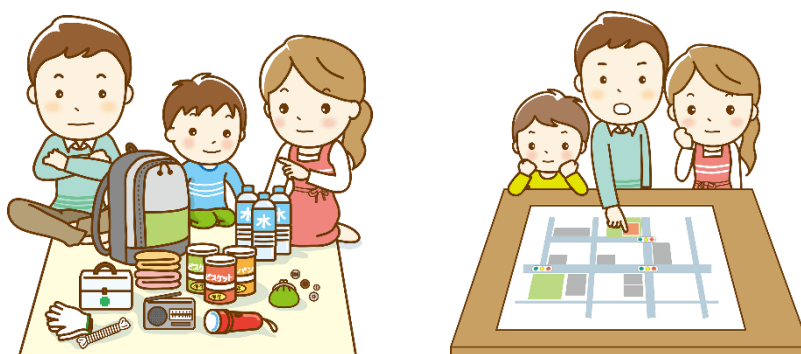
【南海トラフ地震に関連する情報】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

●住民の役割

住民は、「自らの生命は自ら守る」ため、短時間に巨大津波が到達することを踏まえ、迅速な避難行動の確保のために次の取組に努めてください。

- (1) 避難方法、津波の到達時間、津波危険予想区域、避難先等を確認しておきましょう。
- (2) 非常持出用品の準備及び地域内の応急給水拠点等の確認をしておきましょう。
- (3) 家族で地震発生時における役割分担、避難、連絡方法、安否確認方法等をあらかじめ話し合っておく。また、各自の行動予定を確認しておきましょう。
- (4) 防災訓練等へ積極的に参加し、防災に対する知識及び行動力を高めましょう。
- (5) 「御蔵島村津波避難計画（平成 28 年 12 月）」を確認しましょう。
- (6) 避難行動要支援者がいる家庭では、差し支えがない限り、村が作成する「避難行動要支援者名簿」情報の提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備えましょう。
- (7) 物資供給の途絶を想定し、まずは地域で自活するために、可能な限り 1 週間分程度の家庭内備蓄を確保するよう努めましょう。



御蔵島村地域防災計画 概要版（令和7年度修正）

発行 御蔵島村防災会議事務局 御蔵島村役場総務課総務係

住所 〒100-1301 東京都御蔵島村字入かねが沢

電話 04994-8-2121

ホームページ <http://www.mikurasima.jp/>